

令和4年第1回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和4年3月9日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告（町長・教育長）
- 第 5 同意第 1号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 6 同意第 2号 新冠町公平委員会委員の選任について
- 第 7 報告第 1号 例月出納検査等の結果報告について
- 第 8 議案第 4号 新冠町表彰条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 6号 新冠町軽種馬経営構造改革支援施設設置条例を廃止する条例について
- 第11 議案第 7号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について
- 第12 議案第 8号 日高中部衛生施設組合規約の一部を変更する規約について
- 第13 議案第 9号 指定管理者の指定について
- 第14 議案第10号 令和3年度新冠町一般会計補正予算
- 第15 議案第11号 令和3年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第16 議案第12号 令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 第17 議案第13号 令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第18 議案第14号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第19 議案第15号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |
| 9番 須崎栄子君 | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	山	本	政	嗣	君
教	育	奥	村	尚	久	君
総	務	佐	藤	正	秀	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	坂	東	桂	治	君
保	健	鷹	背		寧	君
税	務	原	田	和	人	君
産	業	島	田	和	義	君
建	設	関	口	英	一	君
農	業	山	谷		貴	君
会	計	坂	本	隆	二	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
養	護	工	藤		匡	君
老	人	湊		昌	行	君
ホ	ー	新	宮	信	幸	君
ム	所	小	林	和	彦	君
所	長	楫	川	聡	明	君
管	理	下	川	広	司	君
課	長	谷	藤		聡	君
社	会	八	木	真	樹	君
教	育	三	宅	範	正	君
課	長	寺	西		訓	君
総	務	磯	野	貴	弘	君
課	総	小	久	保	卓	君
括	主	坂	元	一	馬	君
主	幹	佐	々	木	京	君
幹		曾	我	和	久	君
幹		岬		長	敏	君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長

田 村 一 晃 君

議会事務局総括主幹

伊 藤 美 幸 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和4年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、芳住革二議員、11番、堤俊昭議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの10日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、3月11日から14日までの4日間及び3月16日の1日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、3月11日から14日までの4日間及び3月16日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第4回定例会において可決された意見書2件は関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員報告については、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和4年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和3年第4回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに、『新型コロナウイルス感染症対策』につきましてご報告申し上げます。まず、「新型コロナウイルス感染症対策」における対策本部会議の開催状況についてですが、町ではこれまでも報告しておりますとおり、令和2年2月26日に「新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して以来、出席職員数を調整した上で、連日定例の本部会議を開催し、管内における新規感染者数の発生状況等の確認、情報の共有と町内で感染者が確認された場合、速やかに対応や対策が講じられるよう体制を維持するとともに、ワクチン接種全般に係る打合せなどを行い、現在に至っております。新型コロナウイルスは、全国的にオミクロン株への置き換わりが進み感染が拡大する中、北海道においても多くの新規感染者が確認されるなど、感染者数が急速に増加いたしました。北海道は、新規感染者数の増加に伴い、療養者数や病床使用率も増加しており、このまま感染拡大が続いた場合には医療のひっ迫が進み、さらに社会機能の維持にも影響が生ずるおそれがあるとして、まん延防止等重点措置区域とするよう国に要請し、1月27日から2月20日までのまん延防止等重点措置が決定されました。その後、新規感染者数の減少が見られたものの、依然高い水準で推移したことにより新規感染者数を着実に減少に転じさせるため、2月21日から3月6日まで、まん延防止等重点措置が延長されておりましたが、新規感染者数の高止まりにより、さらに3月21日まで再延長されております。日高管内の感染状況においても、オミクロン株の広がりなどにより連日多くの新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認される状況が続いており、当町においても感染される方々が確認されており、未だ予断を許さない状況が続いているということを踏まえまして、引き続き高い警戒感をもって対応してまいりたいと存じます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について報告申し上げます。2月26日現在におけるワクチン接種状況でございますが、町民全体で対象者が4,774名に対し、1回以上接種者4,253名で、接種率では89%となっております。次に、3回目接種の状況で

ございますが、予約者も含めると3月末までに81%の接種見込みであり、年代別では65歳以上では88%、64歳から40歳までは83%、39歳から18歳までは64%となっております。ワクチンの予約につきましても日々受け付けておりますし、町民分のワクチンも確保できておりますので2回目接種より6か月経過された方につきましては、接種の検討をお願いしたいと存じます。次に、5歳から11歳の小児ワクチン接種についてでございますが、国は2月21日に小児ワクチンに関する政令公布を行い、当町に対して3月よりワクチン供給がされるスケジュールとなっております。小児ワクチンの接種は初回となりますことから、保護者への情報提供やアンケート調査を実施しており、その結果等を取りまとめ方針決定したのち、接種スケジュールを調整の上、改めて町政事務委託文書等で案内したいと存じます。以上、新型コロナウイルス感染症対策についてのご報告といたします。

次に、令和3年第4回定例会以降における「日高地域公共交通確保対策協議会の取り組み状況について」ご報告申し上げます。全面バス転換後管内各町、日高振興局そして関係事業者は転換後のバス運行にかかわる事項及びJR用地に関する事項など、各種協議を行ってきました。協議に当たっては、各町及び振興局の担当課長と関係事業者で構成する幹事会が協議案を作成し、各町長が出席する臨時総会で協議案をもとに議論を重ねることで協議の進捗を速めることに意を用いてきましたが、協議事項によっては全体協議での結論を困難と判断し、各町の個別協議とした事項もございます。バス運行に関しては、バス転換後の主要バス路線である特急とまも号の車両購入について協議が行われ、新たなバス車両をトイレ付、車椅子リフト付とし、また利便性を高めるためにw i - f i 利用が可能な車両を新車購入することを決定いたしました。購入後は既存車両、特急えりも号の併用車両、そして購入車両の3台のバスを運用することで車両1台の耐用年数を長期化することが可能となります。ダイヤ改正の協議では、先に行政報告しました土日祝日における通学通勤便の復活で、当町バス利用者の利便性は向上します。その反面、平成30年8月から浦河バスターミナルと新千歳空港を運行していた特急ひだか優駿号は、乗車率が1日3.6人と低い利用率であることなどを検討した結果、継続は困難と判断し、本年3月27日をもって廃止することを決定いたしました。なお、代替としまして特急とまも号、あるいは道南バスを利用し、沼の端駅でJR線に乗り換え新千歳空港間の交通の確保が可能としています。鉄道用地を中心とするJR財産の処分に係る協議においては、各町が有する鉄道用地、附帯物、建築物等について各町状況が異なることから、これまで各町は個別協議を行ってきましたが、各町が共通する踏切道の整備については協議会の協議事項としてきました。しかしながら、踏切撤去後舗装の工法についてJRと各町の考えが調整困難となり、また各町間においても意見の相違があったことから、各町個別協議に切り替えることで事態の打開を図ることといたしました。当町においては、鉄道廃止後の交通環境の改善に向けた取り組みを鋭意進め、課題解決に努めて行く所存です。先の定例会以後の主な事項についての報告となりましたが、今後も各町と歩調を合わせた中で議会へ報告を行ってまいります。

ので、よろしくお願いいたします。

次に「新冠温泉レ・コードの湯に係る運営と取組みについて」ご報告いたします。新冠温泉レ・コードの湯は、本年4月1日より新たな指定管理者によって運営されるため、各種準備等を進めていますが昨年12月23日には、指定管理候補者である北海道ホテル&リゾート株式会社と管理に関する仮協定を締結してございます。仮協定は、現時点における管理責任と当事者の義務について定めており、指定管理者の指定について議会承認された後に締結される本協定につながるものとなっています。町民の安らぎと健康増進の施設である新冠温泉ですが、昨年12月19日未明に揚湯ポンプが緊急停止いたしました。社員の懸命な復旧作業にもかかわらず原因を明らかにすることができず、復旧に至りませんでした。そのため12月21日以降は、温泉水の汲み上げをすることができず、入浴は温浴施設として運営することとなり、日頃よりご利用いただいている多くの町民の方々のご愛顧に応えることができなかつたことをお詫び申し上げます。また、2月1日から3月31日までの間、新冠温泉施設は全館休業とさせていただきます。入浴施設等の修繕及びオーバーフロータンク交換工事等を行うためのものですが、先に述べました揚湯ポンプ不具合の調査と復旧作業もこの間において行いました。2月22日から行った調査の結果は、揚湯ポンプの停止は長期に及ぶ使用によって泥土分と油分がポンプの中で凝固したことで動作障害を引き起こしたと推測されますが、地下深部での事象であり、明白な原因の究明には至っておりません。調査と同時に行った復旧作業の結果、2月27日に温泉水の湧出を確認いたしました。湧出された温泉水は想定ほど濁っておらず、まずは安堵したところでございます。今後は濁度を低下させる作業を行い、4月1日からの温泉再開を目指したいと考えております。4月1日からの再開に目途がたったことを、まずもって町民の皆様にご報告いたしますとともに、今後はより一層施設の維持管理に努めるとともに、これまで以上に多くの町民に愛される施設となるよう町としても努めていく所存です。

次に、町有牧野のヨーネ病発生状況につきましてご報告いたします。令和3年第4回定例会における行政報告により、町有牛2頭の感染についてご報告させていただきましたが、1月26日付けで新たに2頭の感染が確認された旨、北海道日高家畜保健衛生所から通知がありました。同日、殺処分命令及び消毒指示に基づき町有牛2頭について殺処分を行い、飼養していた第2牛舎について牛舎清掃及び消毒作業を行いましたのでご報告いたします。令和3年度の日高管内におけるヨーネ病の発生状況は、5町21戸149頭に上っており、ヨーネ病の発生防止については現状において対策手段がなく、清浄化に至らない農家が複数いる状況であります。町有牧野におきましても、令和元年の発生から患畜牛として殺処分した町有牛は合わせて12頭となり、未だ清浄化を図れない状況ではありますが、現在獣医師の指導のもと、ヨーネ病の発生の抑制効果がみられる飼料を給餌させるとともに、患畜牛の年齢構成等の分析を行い牛群を分ける等、新たな清浄化に向けた取り組みを進めているところであります。今後も清浄化に向けヨーネ病発生対策の基本となる牛舎内の清掃、消毒作業を継続的に行うとともに、家畜保健衛生所及び獣医師の専門的な指導を仰ぎなが

ら、清浄化に向けた牧野運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、福祉灯油支給事業の実施結果についてご報告申し上げます。昨年から灯油価格の高騰が続き、暖房用灯油の需要期に入りましても高値水準が継続していることから、日常生活への影響を特に大きく受ける高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等で町民税が非課税の低所得者の方を対象に1万円分の灯油券を支給することにより、経済的な負担軽減等を図ったところでございます。支給申請の受け付けにつきましては、令和3年12月1日から令和4年1月31日までの2カ月間とし、町政事務委託文書によるチラシの全戸配布や新聞へのチラシの折込みほか、民生委員・児童委員や居宅支援事業所のケアマネージャー等へも地域住民に対する制度の周知や助言等の協力依頼を行ったところであります。結果、前回実施した平成30年度とほぼ同数の379世帯から申請があり、町民税課税世帯等の支給対象外世帯を除く344世帯に「あったか灯油券」として交付し、3月31日まで町内の灯油取扱店で使用できることとしております。支給世帯の内訳でございますが高齢者世帯が297件、障がい者世帯が27件、ひとり親世帯が20件となっております。以上が、福祉灯油支給事業の実施結果でございます。

次に、簡易水道事業特別会計における消費税の過大申告についてご報告いたします。本年1月25日の新聞報道で近隣町の下水道事業における消費税の過大申告についての問題を知り、当町における特別会計について調査を指示したところ、簡易水道事業特別会計において同様の申告誤りが判明いたしました。このことから、係る対応について浦河税務署に指導を仰ぎ、過大納付額の算定や対応方針について協議を行ってきたところでございます。その結果、金額は精査中ではありますが、対象期間である平成26年度分から令和2年度分の過大納付額の総額は525万3,000円であることが判明しましたが、更正の請求により還付可能な金額が408万4,000円で、不本意ながら時効により平成26年度、平成27年度の2カ年分の116万9,000円については還付不能となる見込みであります。このたび、消費税の過大納付に至った要因は、消費税の計算過程において、起債償還分の一般会計繰入金の取り扱いを誤ったことにより発生したものであり、税制度の知識不足に起因したことにはほかありませんが、私自身改めて税制度の複雑さや専門知識の必要性を感じたところでございます。現在、引き続き浦河税務署の指導の下、更正の請求による還付手続きを進めておりますが、町民の皆様には町政の執行に関し信頼を損ねる事態となりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は二度とこのようなことが起きないように、業務体制の再構築や、事務手続きの改善に努め、町民の皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいりますので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが一般議案8件、令和3年度各会計補正予算6件、令和4年度各会計当初予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申しあげまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和3年第4回定例会以降の教育行政にかかわってご報告を申し上げます。

はじめに、「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」についてご報告いたします。本調査は例年同様小学5年生、中学2年生を対象に実技8種目に加え、児童生徒及び学校、教育委員会に対する質問紙調査の内容により4月から7月末までの期間で行っております。本年度の結果につきましては、昨年12月28日付けでスポーツ庁から調査結果について通知がありましたので、概要についてご報告させていただきます。まず、体格に関する項目である身長・体重の状況についてですが、いずれも全国平均と比べ、男子は小・中学生ともに「やや高い」という状況が見られ、女子については小・中学生ともに「ほぼ同様」という状況が見られております。次に、実技調査では小学校男子は「握力」「ソフトボール投げ」の2種目で、小学校女子は「反復横とび」、「50m走」、「立ち幅とび」の3種目で全国平均を上回る結果でありました。中学校男子は「握力」、「ハンドボール投げ」の2種目で、中学女子は「長座体前屈」、「ハンドボール投げ」の2種目で、全国平均を上回る結果でありました。一方、課題が見られた種目として小学校男子は「20mシャトルラン」、「50m走」の2種目、小学校女子は「上体起こし」、「ソフトボール投げ」の2種目、中学校男子は「長座体前屈」、「反復横とび」、「20mシャトルラン」の3種目、中学校女子は「反復横とび」、「20mシャトルラン」の2種目という結果でありました。また、児童生徒の意識傾向として「運動が好き」、「保健体育の授業は楽しい」という回答が多く見られる結果となっております。毎年の調査結果において、児童生徒の体力や運動能力の状況を知ることができるわけですが、本年度の結果分析を進めるとともに経年的な傾向を踏まえ、各学校及び町教研協保体部会において体力向上対策を検討し、取り組んでいく予定でございます。また、本年度の結果につきましては、町広報3月号で公表させていただく予定でございます。

次に、「新冠町町外学生等応援給付金の支給結果」についてご報告いたします。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない現状にかんがみ、学校の休業やアルバイト不足などで生活に影響を受けながら親元を離れ頑張っている学生等を対象に、修学に対する応援と経済的負担の軽減を図る目的で、昨年度に引き続き3万円の給付金を支給したものでございます。本給付金は令和3年9月1日の基準日において、新冠町外で修学している学生で町内に住所を有する学生等、または基準日以前に町内に住所を有する世帯の世帯員として住民登録されていた学生等を対象者とし、令和3年9月24日から12月20日までの期間で申請を受付けました。対象となります学生等は、北海道内のみならず全国各地において学業に励んでおりますことから、多くの方に申請をいただくために教育委員会のホームページやフェイスブックをはじめ、町政事務委託文書、広報により随時周知を図ってまいりま

した。加えて、申請のあった方々に同級生やご友人、保護者間のネットワークを通じ対象者への周知をお願いし、申請漏れがないよう努めたところでございます。この結果 152 名から申請があり、給付総額は 456 万円となりました。新冠町出身の学生の皆さんには、コロナ禍を乗り切り、ぜひ前向きな学生生活をおくっていただき、将来の夢に向かって羽ばたいていただくことを期待しております。

次に、「新冠中学校卒業生の進路希望状況について」ご報告いたします。別紙資料にありますように、本年度の進路希望状況は総生徒数 61 名全ての生徒が進学希望でございます。出願の内訳では静内高等学校 34 名、静内農業高等学校 8 名、道内公立高校 12 名、私立高校 4 名、道内外専門学校へ 3 名となっております、このうち 3 月 1 日現在で 18 名の合格が内定しております。なお、3 月 3 日・4 日に公立高校の学力検査、面接試験が行われ、合格発表につきましては 3 月 16 日の予定でございます。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応について」ご報告いたします。はじめに、第 2 回臨時会以降における小中学校及び認定こども園の臨時休業について申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、日高管内においても拡大しておりまして、町内の学校関係者におきましても新型コロナウイルス感染症へ 6 名の罹患が判明いたしましたことから、町感染症対策本部の方針に基づき感染状況の確認と感染症対策に万全を期すために、新冠中学校、新冠小学校及び認定こども園の 2 校 1 園、6 学級に対し学級閉鎖とする休業措置を決定したところでございます。休業措置の状況でございますが、新冠中学校につきましては 1 年生 1 学級を 2 月 3 日から 6 日まで学級閉鎖といたしました。新冠小学校につきましては 3 年生 1 学級を 2 月 3 日から 6 日まで学級閉鎖に、1 年生 1 学級と 4 年生 1 学級を 2 月 19 日から 2 月 23 日まで学級閉鎖に、4 年生 1 学級を 2 月 23 日から 2 月 27 日まで学級閉鎖といたしました。認定こども園につきましては、0 歳児学級を 2 月 14 日から 2 月 16 日まで学級閉鎖といたしました。加えて、昨日新冠中学校関係者 1 名の罹患が判明いたしましたことから、2 年生 1 学級を 3 月 9 日から 3 月 15 日まで学級閉鎖といたしました。この間の対応といたしましては、施設の消毒作業と対象学級の健康確認を実施してまいりました。また、学校再開にあたりましてはこれまで保健所が実施いたします PCR 検査に加えて、町独自の PCR 検査を実施した上で、教育活動を再開してまいりましたが、感染者数の急増に伴う検査キット等の不足が生じておりますこと及び保健所が行う濃厚接触者の範囲が変更されるなどの国の方針を踏まえまして、2 月 4 日以降町独自の PCR 検査は実施しないこととし、国の定める期間経過後に教育活動を再開することに対応を変更したところでございます。なお、今後の状況によりましては、さらなる感染防止対策を講じることも想定されますが、集団感染予防の観点や子どもの健康保持に向けての対応でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、社会教育事業につきましては年末年始以降、徐々に感染拡大の傾向が見られていたところではございましたが、町と共同し主催しております成人式につきましては、入場者の制限や成人の集いの中止など、昨年と同様に厳しい感染対策を講じながら予定どおり

開催させていただいたところでございます。また、まん延防止等重点措置の適用以降、多数の方が参集する事業については中止の措置を取り、貸館事業におきましても利用団体へコンサートや各種大会の自粛協力を求めるとともに、所管する文化団体及びスポーツ団体に対し、感染拡大地域からの講師招聘や交流活動の自粛の協力を呼びかけてまいりました。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、町民をはじめ社会教育施設の利用者に対しましては、度重なる利用の制限でご不便をおかけしているところでございますが、町内での感染拡大防止には町民一人一人の予防意識と実践が必要不可欠でありますことから、引き続き感染対策にご協力をいただきながら、感染予防に配慮した施設運営と事業運営に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「2月21日、22日の低気圧による学校の対応について」ご報告いたします。発達した低気圧により2月21日の登校時間帯から断続的に風雪が強い状態となりましたことから、教育委員会では学校の教育活動への影響にかんがみ、スクールバスの運行や徒歩で通学する児童生徒の安全面に関し各学校長と協議した上で、2月21日につきましては町内小中学校を5時間授業で一斉下校に、また2月22日の1日間を臨時休業措置とすることを決定いたしました。保護者の皆様には、各学校を通じお知らせをしたところでありますが、ご理解あるご協力により円滑な対策を講じることができました。今後におきましても、児童生徒の安全を第一に教育活動を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第1回定例会における教育行政といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第1号

○議長（荒木正光君） 日程第5、同意第1号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第1号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の委員であります、鹿野慎二さんですが令和4年5月8日をもって任期満了となるわけですが、引き続き同人を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。鹿野慎二さんは字北星町にお住まいで、39年間にわたりまして町職員として奉職され、その間財務課長として税務職を担当され税務行政に精通された方でありまして、また自治会長を務められるなど人望が厚く何事にも公平公正な判断ができる方でありますことから、適任と判断をいたしまして選任について同意を求めるところでございます。

以上が、同意第1号の提案理由でございます。提案どおりご決定賜りますよう、よろし

くお願いを申しあげます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 同意第2号

○議長（荒木正光君） 日程第6、同意第2号 新冠町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

同意第2号の選任する者は、地方自治法第117条の規定により、私は除斥対象となります。よって、同意第2号の議事進行は堤副議長に行っていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○副議長（堤俊昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

同意第2号の提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第2号 新冠町公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

公平委員会委員であります、荒木正弘さんは令和4年3月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同人を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。同意を求める荒木正弘さんは、宇節婦町にお住まいでございまして民間会社、役場職員、さらには社会福祉法人職員として経験豊富な方でありまして、公平で能率的な事務処理に理解がありますほか、行政に関する見識をもたれている方でもあり、公平委員会委員として適任と判断いたしました。よって、選任について同意を求めるものでございます。

以上が、同意第2号の提案理由でございます。提案どおりご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（堤俊昭君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（堤俊昭君） 異議なしと認めます。

これより、同意第2号 新冠町公平委員会委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長（堤俊昭君） 全員挙手であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 報告第1号

○議長（荒木正光君） 日程第7、報告第1号 例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第8 議案第4号

○議長（荒木正光君） 日程第8、議案第4号 新冠町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第4号 新冠町表彰条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、スポーツ功労賞について見直すものです。スポーツ功労賞は指導者や団体役員等の永年功績者または大会の優秀成績者を対象としております。大会の優勝成績につきましても、例えば全国大会など同一人物が一生で複数回優勝するケースなどが

考えますが、条例では自治功労者及び産業功労者のみ在职年数を重ねることによって再表彰できるもので、その他は1回限りとなっております。一方、北海道や他市町村を見てもスポーツ等における優秀な成績に対しましては、栄位をたたえる形でその都度賞を贈呈しております。これらのことを総合的に勘案し、表彰条例においては永年功績等に特化して表彰を行うこととし、スポーツに限らず学術、芸術分野、さらには馬産地ならではの競走馬も対象に優秀成績の栄誉をたたえる新冠町長特別表彰要綱を新たに制定し、表彰を行うことで条例の一部を改正しようとするものです。新旧対照表で説明いたしますので、ページをお願いします。第3条第1項第4号スポーツ功労者における条文中、スポーツにおいて優秀な成績を収め、またを削るものです。前ページにお戻りください。附則です。この条例は、公布の日から施行するものです。

以上が、議案第4号 新冠町表彰条例の一部を改正する条例についての提案理由です。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより本案に対する採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第5号

○議長（荒木正光君） 日程第9、議案第5号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鷹背保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹背寧君） 議案第5号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり定めようとするものです。改正内容につきましては、改正に伴う「改め文」及び「新旧対照表」での説明は省略させていただき、お手元に配布しております議案第5号資料により説明させていただきますのでご覧願います。

はじめに、改正の理由ですが全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令の一部改正が行われたことにより、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。改正の概要につきましては、新冠町国民健康保険税条例第23条に規定する、国民健康保険税の減額に未就学児の被保険者均等割の減額規定を新たに追加するものとし、減額する額は当該年度分の被保険者均等割に10分の5を乗じて得た額とするものでございます。また、法改正に合わせたその他所要の改正もでございます。表の説明となりますが、①第23条関係 国民健康保険税の減額では、第23条第1号から第3号まで、法律改正に合わせた文言の改正となっております。第23条第2項は、未就学児の被保険者均等割の減額に係る規定の追加分で、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の減額分は記載のとおりでございます。裏面をご覧ください。第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例では、法律、条例の改正による改正となっております。次に、その他所要の改正でございますが、内容欄に記載のとおり「見出しの追加」、「不要な規定の削除」、「法律及び条例改正による改正」となっております。最後に施行期日でございますが、法律・条例に合わせた改正以外は原則公布の日から施行いたします。規定の明確化に係るものは公布の日から未就学児の均等割軽減に関する改正及び法律・条例の改正に合わせたものは令和4年4月1日からとするものでございます。それでは、議案に戻りますので議案書3ページをご覧ください。附則でございます第2条、適用区分 この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

以上が、議案第5号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより本案に対する採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（荒木正光君） 日程第10、議案第6号 新冠町軽種馬経営構造改革支援施設設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 議案第6号 新冠町軽種馬経営構造改革支援施設設置条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

新冠町軽種馬経営構造改革支援施設設置条例を廃止する条例について、以下のとおり定めようとするものです。新冠町軽種馬経営構造改革支援施設は、軽種馬産業の振興と農業経営の安定向上を目的として、平成18年度に新冠町が事業主体となり、有限会社日高軽種馬共同育成公社の敷地内に設置をした施設の総称でございまして、設置をした施設は丸馬場屋根728m、厩舎1棟、牧柵4,444m、ショールーム100㎡、ウォーキングマシン1基でございます。施設を整備して以来、多くの軽種馬生産者や関係する皆様にご利用をいただきましたが、令和3年第4回定例会におきまして、本施設を有限会社日高軽種馬共同育成公社へ無償譲渡することを提案し議決をいただきました。これに伴い、当該施設は令和4年4月1日付けで譲渡をいたしますことから、本設置条例を廃止するものでございます。附則として、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上が、議案第6号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第6号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（荒木正光君） 日程第11、議案第7号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第7号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について、地方自治法第291条の11の規定により、日高中部広域連合規約を以下のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの規約の一部を変更する理由についてでございますが、広域連合議会の議員定数を変更しようとするものでございまして、新冠町と新ひだか町の2町で構成している一部事務組合、広域連合は、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高中部広域連合がございまして、それぞれ1団体1事務を担っております。平成17年度に静内町、三石町が新ひだか町として町村合併した際に規約を改正しておりますが、日高中部消防組合及び日高中部衛生施設組合の議員定数は新冠町2名、新ひだか町4名の合わせて6名となっており、日高中部広域連合については新冠町2名、新ひだか町6名の合わせて8名と各町の議員構成比率が異なっております。このたび、日高中部広域連合において消防、衛生の一部事務組合同様に新ひだか町の6名を2名減員し4名とし、合わせて議員定数を6名にしようとするものでございます。また、広域連合における議会議員定数に係る規約を変更しようとする場合につきましては、関係町である新冠、新ひだか両町それぞれの議会の議決が必要となり、その議決書を添えて、北海道知事に届け出しなければならないこととなっていることから、今定例会に上程するものでございます。規約変更の内容を新旧対照表でご説明しますので1枚おめくり願います。第7条 8人を6人へ、第8条第2項中 6人を4人へ改めるものでございます。1枚おもどり願います。附則でございまして。この規約は北海道知事の許可のあった日から施行し、次の関係町の広域連合の議会における選挙から適用する。

以上が、議案第7号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さ

いますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第7号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 合併してスタートから6人の2人ということで8人でスタートしているのですが、消防組合あるいは衛生なんかはなんですか、新冠2名と新ひだかということで4名で、6名でスタートしているのですが、これ8名にしていた、減らさなかった何か不具合が生じるからこういうふうにしたのか、そこら辺のことはちょっとわからないので説明をお願いします。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 日高中部広域連合内でも当初平成14年度に日高中部広域連合が設立時に、その当時から多い状態となっております。他の事務組合より2名多い。旧静内町で多い。ただ、その原因については当時にさかのぼってもわからないということだったんですが、当時の記録を断片から見ると広域連合におきましては介護保険という事業を行う性格上、将来的に静内町の介護保険者なりが多くなるであろうということで2名ふやしたようだというようなことをお聞きしてございます。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○2番（中川信幸君） それで、2名減らして広域連合の議会として不具合が生じないのかどうか、それだけ1点お願いします。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 広域連合といたしましては、現在ほかの事務組合に対して広域連合の比率が事務組合は、2対1に対して広域連合3対1という議員比率になってございます。これをほかの事務組合に合わせたいということで、こちらの方が公平性が得られるだろうという判断でございます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（荒木正光君） 日程第12、議案第8号 日高中部衛生施設組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 議案第8号 日高中部衛生施設組合同規約の一部を変更する規約についてです。

このたびの規約の一部を変更する理由についてでございますが、規約に規定されております組合経費の支弁方法について、構成町である新冠、新ひだか両町の人口及びし尿処理実績量に基づき負担することとしており、令和2年に実施されました国勢調査の結果が令和3年11月30日に総務省より告示されたことを受け、令和4年度以降の組合経費の負担割合を決定しようとするものでございます。また、一部事務組合における経費の支弁の方法に係る規約の変更につきましては、構成町である新冠、新ひだか両町それぞれの議会の議決が必要となり、その議決書を添えて、北海道知事に届け出しなければならないこととなっていることから、今定例会に上程するものでございます。

それでは、日高中部衛生施設組合同規約の一部を変更する規約の内容について、新旧対照表でご説明申し上げますので、次ページをお開き下さい。日高中部衛生施設組合同規約の新旧対照表 第14条組合の経費、第2項 新冠町、新ひだか町両町の負担割合は次のとおりとします。第1号 し尿処理施設にともなう経費（起債償還額を含む）についてですが、平成28年から令和2年までの5年間の平均処理実績量に基づき、負担割合を決定しております。両町の負担割合を算出しますと新冠町は、現行の100分の22.57から、改正後は100分の25.17となり、負担割合は100分の2.60増加し、新ひだか町は現行の100分の77.43から、改正後は100分の74.83となり、負担割合は100分の2.60減少することとなります。次に、第2号 ごみ処理施設にともなう経費（起債償還額を含む）についてですが、令和2年度に実施された国勢調査の人口の確定値に基づき、負担割合を決定しております。両町の負担割合を算出しますと、新冠町は現行の100分の19.40から、改正後は100分の19.79となり、負担割合は100分の0.39増加し、新ひだか町は現行の100分の80.60から、改正後は100分の80.21となり、負担割合は100分の0.39減少することとなります。次に、第4号 その他の維持管理にともなう経費（組合設立前に借り入れた起債に係る償還額は除く）についてですが、これも令和2年度に実施された国勢調査の人口の確定値に基づき、負担割合を決定しております。イ、ゴミ処理施設の負担割合を算出しますと、新冠町は現行の100分の19.40から、改正後は100分の19.79となり、負担割合は100分の0.39増加し、新ひだか町は現行の100分の80.60から、改正後は100分の80.21となり、負担割合は100分の0.39減少することとなります。前のページにお戻り下さい。

なお、附則といたしまして、1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。2 この規約による変更後の日高中部衛生施設組合理約第14条第2項の規定は、令和4年度分の負担金から適用し、令和3年度分までの負担金については、なお従前の例による。

以上が、議案第8号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第8号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（荒木正光君） 日程第13、議案第9号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第9号指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者の指定を行い、地方自治法第244条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

資料に基づき説明しますので、お手許に配付の議案第9号説明資料指定管理者の指定についてをご覧ください。1 公の施設の名称と概要です。指定管理の目的となる施設について記載しています。以下のとおりです。2 指定管理者となる団体の概要です。このたびの指定管理者として指定したい法人についてです。①所在地、本店所在地です。富良野市北の峰14-46、②名称、北海道ホテル&リゾート株式会社、③代表者、代表取締役小林英樹、④設立年月日は、平成15年5月15日です。⑤従業員数です。令和3年12月30日時点で83名です。3 指定期間です。令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間です。

指定管理者の指定期間は多くの場合、3年から10年の間で設定されます。このたび当町は、10年間という最も長期の期間をもって指定期間としてございます。理由としましては、10年間の事業期間を確保することで、持続的な成長のために必要不可欠とされる長期的な経営ビジョンの策定が可能となること及び当町に根差した企業となっていただくことを目的に指定期間を設定いたしました。4選考結果の概要です。新冠温泉レ・コードの湯等指定管理者選定委員会では、指定管理候補者として適当か否かの審査と協議を行い、主に以下の選定理由から上記の者を適当と判断し選定いたしました。1点目として、他公共団体における指定管理者としての受託実績を評価したことを上げています。当該株式会社は、道内他市において平成29年より宿泊施設の指定管理を受託しており、経営不振であった施設の経営改善実績を有しています。2点目として、受託する施設に合わせた自主事業の展開構想を評価したことを上げています。当該株式会社は、当町の自然環境に着目しており、自然と季節に合わせた自主事業の実施を計画しています。3点目として、サービスの向上に向けた強い意欲を評価した点を上げています。サービスの向上を図るべく社員教育と接遇研修を実施するとしています。4点目として、健全な財務の状況を評価し、安定経営が見込めると判断したことを上げています。今回の指定管理者の指定に当たりましては、広く公募を行い専門的知識を有する方などで構成する指定管理者選定委員会を設置しまして、第三者機関である当該委員会による審査を経て、申しあげました選定理由に基づき指定管理者の候補者として選定されました。このたび、北海道ホテル&リゾート株式会社を指定管理者として指定することで、本年4月1日からの新冠温泉レ・コードの湯及びホテルヒルズの運営を開始しようとするものでございます。

以上が、議案第9号指定管理者の指定についての提案理由でございます。ご審議賜り、提案とおりが決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第9号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（荒木正光君） 日程第14、議案第10号 令和3年度新冠町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 昼食のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時55分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続き、令和3年度新冠町一般会計補正予算の説明を求めます。

佐藤総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

発言は歳出は項ごとに、歳入はページごとに一括質疑で行いますので、内容を取りまとめ簡潔に行うようお願いをいたします。

なお、質疑は歳出から行いますので、17ページをお開き下さい。議案書17ページから18ページ、2款総務費、1項総務管理費、説明資料1ページから4ページ、ありませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 一般管理費の12節システムのことについてお伺いいたします。今まで転出転入のときにはそれぞれの市役所に行って届け出をしなければならないものがこのマイナーカードを持つことによって、どちらか1カ所の役所に行って手続きをすればそれで済むということであれば大変利便性がよくなるし、マイナンバーカードの普及にも役立つのではないかと思います。噂によると4月からマイナンバーカードを取得することによってポイントが付与されるのではないかとということも伺っていますが、その点についてもわかるようでしたらお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） お答えいたします。まずシステムの方ですけども、現在住民基本台帳制度における転入転出届というのは、転出地で転出証明書をもらい、そして転入地にそれを持って行って手続きするという、そういった時間と労力を要して転出して転入の手続き等の手続きをしているわけです。これが、このシステムを導入することによって議員おっしゃるようにマイナンバーカードをお持ちの方となりますけども、この方が事前に転入の予約ができるということなのです。それによって今まで結構あっち行ってこっ

ち行って、そして転入地で手続きしてという時間を要していたのです。それがかなり軽減されるというようなシステムの構築を今目指しているということでございます。それとマイナンバーカードのポイントの付与についてですけども、4月だったのか5月だったのかちょっと今のところ定かではないのですが、そういった話もあるということは承知しておりますけども、いずれその辺りの情報が正式に入ってきましたなら、何らかの方法で住民の皆さんに周知していきたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中 進一君） そのことについては承知いたしました。

もう1点、町有林の管理のことについてお伺いいたします。これは予算額が減じられておりますけども、主伐した面積は変わらずこの減額になったということでよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 4目町有林造成管理費の47万8,000円の減、こちらは人口造林、それから下刈、地拵え、これらの入札実施に伴いまして執行残が発生したということで、実施面積については当初予定から変わっておりません。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 先ほどの番号制度対応システムについて同僚議員が質疑していましたが、違ふ観点で質疑しますが、この事業においての国の交付金を利用して使うわけでありまして、開始時期についていつからを予定しているのかということが1点と、あとこれを住民に周知するにあたりましてどのような方法で周知をしていくかについて伺います。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） こういった時期でございますので、一応令和4年度中にはシステムの改修を終えたいというふうに思っています。テストだとかいろいろそういったことを経まして問題がないとなれば適正な時期に開始したいと、いつからかということは定かに言えないのですが、その辺り進めてまいりたいというふうに思っております。もちろん周知についても相当利便性は高まるわけですから、その辺りのことに関しましても住民に分かり易く周知を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 今答弁で令和4年度中ってありましたけど、3年度中のまず間違いだというふうに認識してよろしいかということと、先ほど周知に関しましてさまざまな部分で具体的には今答弁いただけなかったんですけど、例えばデジタル化ですからホームページですとかSNS等でそういったことも例えばホームページであれば具体的にそういうページを掲載して周知をすとか、そういったことについてもう少し深くやっていただけるということで要望したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） この事業は先ほど総務課長から説明ありましたように繰り越す事業でございまして、令和3年度からその予算を令和4年度に繰り越すわけでございまして、令和4年度4月1日からとはならないのです。それで令和4年度中に改修工事を進めてまいりたいと。そして試験等も進めてまいりたいというふうに申しただけでございます。あと、周知方法は町政文書だとか、駐在員文書だとかそういう方法もちろん主だっているのですが、議員おっしゃるような方法も改めてどんな方法があるか考えながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同じく議案書 18 ページ、3項戸籍住民基本台帳費、説明資料、5 ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 19 ページ、4項選挙費、説明資料ありません。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書同ページ、5項統計調査費、説明資料ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、3款民生費に入ります。議案書 20 ページから 21 ページ、3款民生費、1項社会福祉費、説明資料 6 ページから 16 ページ。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 21 ページの5目老人福祉施設費でお伺いいたします。12の委託料老人憩いの家憩いの家管理委託料についてお伺いいたします。施設の休館によって減額ということですが、入浴部門に関して利用していた方はどれくらいいらっしゃるのかということと、その入浴で使っていた方への対応はどうだったのかお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） お答えいたします。入浴で施設を利用している方ですが、新冠の憩いの家の方で大体日に5人以内という感じでございます。節婦は若干多いのですが15人以内ぐらいということでございます。休館確かにしたのですが、2回目の緊急事態宣言の時は密にならないようにということで、時間予約制を考えて時間予約制をとって一人に30分間ずつということで、2人入らないようなそういう予約制をとって入浴

してもらおうという方法をとって対応したということでございます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 22 ページ、2 項児童福祉費、説明資料 17 ページから 21 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、4 款衛生費に入ります。議案書 23 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、説明資料 22 ページから 26 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 24 ページ、2 項清掃費、説明資料ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書同ページ、3 項水道費、説明資料ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、5 款農林水産業費に移ります。議案書 25 ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費、説明資料 27 ページから 35 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 26 ページ、2 項林業費、説明資料 36 ページから 37 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、6 款商工費に移ります。議案書の同ページ、6 款商工費、1 項商工費、説明資料 38 ページから 40 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、7 款土木費に移ります。議案書 27 ページ、7 款土木費、1 項道路橋梁費、説明資料 41 ページから 43 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書同ページ、2 項河川費、説明資料 44 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 28 ページ、3 項住宅費、説明資料ありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書同ページ、4項下水道費、説明資料ありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、8款消防費に移ります。議案書同ページ、8款消防費、1項消防費、説明資料ありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、9款教育費に移ります。議案書 29 ページ、9款教育費、1項教育総務費、説明資料 45 ページから 47 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書同ページ、2項小学校費、説明資料 48 ページから 51 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 30 ページ、3項中学校費、説明資料 52 ページから 55 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 31 ページから 33 ページ、5項社会教育費。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 説明資料の 66 ページ、青少年健全育成推進事業のうちの通学合宿事業についてお伺いいたします。この事業については対象者が4年生、5年生ということで2年間実施してないということなので、今の5年生と6年生はこの事業には参加できないということになると思いますが、この学年について例えば来年度は4年生5年生の対象だけではなく、参加できなかった学年を参加させる、もしくは代替の事業というのを考えるということはありませんでしょうか。

○議長（荒木正光君） 新宮社会教育課長。

○社会教育課長（新宮信行君） 2年間この通学合宿事業については実施できていない状況でございます。この間の対象の学年につきましては来年度の事業で実施する予定は今のところ考えてございません。学年的に小学校高学年になること、また中学生になることということもございまして、今のところフォローするような事業は考えてございません。しかしながら、2年間続けて事業実施できていない状況でございますので、来年度もしこち

らの通学合宿事業ができない際につきましては、こちらの説明資料の今後の事業展開にも記載してございますが、何らかの生活習慣の改善につながるような事業を考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 33 ページ、6 項保健体育費、説明資料 68 ページから 69 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 34 ページ、7 項学校給食費、説明資料ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。

戻って、議案書 9 ページをお開き下さい。質疑はページごとに一括して行います。議案書 9 ページ、1 款町税、5 項入湯税並びに 10 款地方交付税、1 項地方交付税並びに 13 款使用料及び手数料、1 項使用料、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 10 ページ、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 11 ページ、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 12 ページ、14 款国庫支出金、3 項国庫委託金並びに 15 款道支出金、1 項道負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 13 ページ、15 款道支出金、2 項道補助金並びに 3 項道委託金並びに 16 款財産収入、1 項財産運用収入、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書 14 ページ、16 款財産収入、2 項財産売払収入並びに 18 款繰入金、1 項基金繰入金、ありませんか。

竹中議員。

○6番（竹中 進一君） 物品売り払い収入が1割以上も伸びているわけですが、これは予定されていた面積がふえたとかいうことでしょうか。同じ予定どおりの売り払いで金額がふえたということによろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） ここ立木の売り払い収入でございますが、令和3年度当初予算案で予定していた面積は9ヘクタールほどだったのですけれども、これを実際に皆伐する時期に当たりましては、ウッドショックによって価格が高くなっていた時期でございますので、例年同等以上の面積を確保したいということで、実施した面積を19ヘクタールほど実施いたしました。これに伴いまして販売額が増加したということでございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中 進一君） 実施した面積が倍以上になっていて、金額的には余りふえていないようなふうに見えますけど、この辺はどうなのでしょう。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 当初予算のときには696万6,000円の売り払い収入を見込んでございました。今回補正で885万7,000円を追加いたしまして、総額で1,582万3,000円の売り払い収入を見込んだものでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書15ページ、20款諸収入、4項雑入並びに5項受託事業収入、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、議案書16ページ、21款町債、1項町債、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行いません。

反対討論の発言を許可いたします

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 10 号について採決を行いません。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 11 号

○議長（荒木正光君） 日程第 15、議案第 11 号 令和 3 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 11 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 12 号

○議長（荒木正光君） 日程第 16、議案第 12 号 令和 3 年度新冠町国民健康保健特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹背保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。
質疑は、歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 12 号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 13 号

- 議長（荒木正光君） 日程第 16、議案第 13 号 令和 3 年度新冠町後期高齢者医療特別
会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
鷹背保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

- 議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。
質疑は、歳入歳出を一括して行います。
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 13 号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第14号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 歳出と歳入一括ということなので、ちょっと質疑しますが、まずこれ一般会計からの繰入金ということで今回1,448万8,000円を繰り入れるということと、あとはサービス収入の方でショートステイの関係で短期入所ということで、ショートステイはふえているんだけど、障がい者の方がかなり減っているということでもありますけれども、この要因についての2点を伺います。

○議長（荒木正光君） 竹内老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（竹内修君） お答えいたします。1点目の一般会計繰入金の総額ですけども、今回は補正額が1,448万8,000円ですので、総額は7,136万2,000円ということになっております。それと2点目の障がいの短期入所の減少なんですけども、今年度4月に利用して入所されていた方が1名お亡くなりなりましたので利用がなくなったということがございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

芳住議員。

○10番（芳住革二君） 歳出の方で通所介護事業費の中で委託料が417万7,000円が増額になっているんですけども、指定管理料含めてまた増額になっているわけですけども、これならば町独自でやっていても同じ結果になるのではないかなというふうに思います。ただ人件費、人がなかなか見つからないという、そういうその部分はあるかもしれないけども、これだけかかった分次から次増額していったら指定管理の意味なくなってくるのではないかな。そういう意味で町が独自に戻す気ないかあるかお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 今指摘いただきました視点につきましては、私もこの3月補正の査定をする中において同様に感じながら判断をしていく中での基礎資料といいたしましうか、判断材料となる資料の精査について現場の方に指示をした分もでございます。経過につきましては議会にも報告協議をさせていただきながら今の指定管理の形があるわけであり

ますけれども、ご案内のように指定管理先である社会福祉法人の方から介護報酬との見合いの中での不足額の発生という部分での相談があった中において、95%の補填ルールとい
いましょうか、そういうものを提示をさせていただきながら今日に至っている。ご指摘い
ただきましたように95%みるわけでありますから、指定管理の目的に照らしていきますと、
これは限りなく事業委託に近い事業執行になるのだらうという認識を持っております。指
定管理期間は3年間いうことでありますので、その期間内においてしっかり現状の把握を
しながら新たな指定管理期間に向けては町への直営も含めた中での議論、検討を加えてい
かなければいけないなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○議長（荒木正光君） 日程第19、議案第15号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療
所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） オンラインの資格確認のこのシステムのことについてはちょっと
把握していなかったのですけれど、これによって健康保険証を持たないで診療所に行っ
ても受け付けていただけるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） マイナンバーカードあれば保険証がなくても受付の方は可能です。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中 進一君） それで保険証はこれから必要なくなるのではなくて、このシステムを導入している医療機関にかかる場合はいいですけど、そのシステムがまだ導入されていない医療機関もあるということで、まだ保険証は必要なのかということが1点と、それからマイナンバーカードを持っている場合には更新とか、そういうものはこれから必要なくなってくるということですか。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 1点目の保険証は必要になります。2点目につきましては、保険証とマイナンバーカードが将来的には一体化することも考えられますけども、現時点においては今までどおり保険証の更新は必要かと思います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時16分 散会）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員